

「無期転換ルール」の特例

無期転換ルールの特例

専門的知識等をもつ有期雇用労働者や、定年後引き続いて雇用される有期雇用労働者の方々を対象に能力の有効な発揮を目指す観点から、「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」（有期雇用特別措置法）が、平成27年4月1日から施行されました。

通常は、同一の使用者との有期労働契約が通算5年を超えて反復更新された場合に無期転換申込権が発生しますが、有期雇用特別措置法による特例によって、次のような場合には、無期転換申込権が発生しないこととされています。

- ・ 専門的知識等を持つ有期雇用労働者
 - 一定の期間内に完了することが予定されている業務に就く期間（上限：10年）
- ・ 定年後、引き続き雇用される有期雇用労働者
 - 定年後、引き続き雇用されている期間

この特例を受けるためには、専門的知識等をもつ有期雇用労働者や定年後に引き続いて雇用される有期雇用労働者について、雇用管理に関する特別の措置に関して、都道府県労働局長の認定を受ける必要があります。

無期転換ルールの特例に関する認定件数

平成28年度における有期雇用特別措置法の認定状況を、以下のとおり取りまとめました。

（１）都道府県労働局長による認定件数：6,233件（平成27年度 3,287件）

（平成28年4月1日～平成29年3月31日まで）

平成28年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
217件	194件	311件	394件	461件	542件
10月	11月	12月	平成29年 1月	2月	3月
554件	601件	578件	551件	763件	1,067件

（２）都道府県労働局別認定件数（上位5労働局）

- ① 東京局 1,335件
- ② 大阪局 536件
- ③ 愛知局 373件
- ④ 静岡局 360件
- ⑤ 広島局 297件